

2014（平成26）年12月12日

日本放送協会
会長 靱井勝人 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットワーク
理事長 山 崎 省 吾

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5-7-11

兵庫県母子会館2階C

TEL：078-361-7201

FAX：078-361-7205

URL：<http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕担当：弁護士 辰巳裕規

TEL：078-371-0171

FAX：078-371-0175



申 入 書

貴協会におかれましては、当団体からの2014年（平成26年）9月4日付け質問書に対しまして、平成26年10月2日付「回答書」を御送付いただきまして誠にありがとうございました。この貴協会からの「回答書」を踏まえ、「放送受信規約」及びこれについての貴協会の取扱いに関して、下記の通り申入れを致します。

ご回答は、本書面到達後一ヶ月以内に文書にてお願い致します。

なお、本申入書に対する貴協会からのご回答の有無及びその内容等、本申入に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

記

第1. 未成年者・成年被後見人による受信機の設置について

1. 貴協会の回答書によると、受信機設置時に設置者が意思無能力であった事実が確認できた場合には契約無効の主張に応じておりますとされております。他方で、未成年者・成年被後見人等の制限行為能力者である場合には取消には応じない取扱いをしているとのことです。

2. しかしながら、未成年者が受信機を設置する場合に、予め法定代理人の同意を得ているとは限りません。これを「予め同意を得たものとみなす」とする取扱いが民法5条1項本文及び同条2項に反するものと考えます（なお、同条3項は未成年者の「財産の処分」についての規律であり、貴協会との契約締結は同条1項及び2項によって規律されると解されます）。従いまして、法定代理人の同意を得ないまま未成年者が受信機を設置した場合には民法5条2項に基づいて取消ができることになります。
3. また、成年被後見人が受信機を設置する場合についても、少なくとも受信料を長期間継続して負担することとなる貴協会との契約締結が、民法9条ただし書における「日用品の購入その他日常生活に関する行為」に直ちに該当するとは考えられません。
4. そこで、貴協会におかれましては、未成年者及び成年後見人についても取消に応じる取扱いをされるよう申し入れます。

第2. 契約成立時期の遡及について

1. 貴協会はいくつかの裁判例を掲げて、受信規約4条1項に基づき、放送受信契約が受信機設置の日に遡って効果が生ずることとなり、受信規約5条1項に基づき、受信機設置時に遡って受信料を支払う義務を負うとする取扱いについて、判例によっても是認がなされていると回答されています。
2. しかしながら、掲げられた裁判例を見るに、これらの裁判例は主として契約の成立（受信機設置者の承諾）について争われたものです。

成立した放送受信契約が受信機設置の日に遡って効果が生じるとする受信規約4条1項が、消費者契約法10条に違反するか否かを判断したものではありません。

あくまで契約は承諾の意思表示がなされた時に成立し、その時から契約に基づく権利義務関係が発生するのが原則であって（民法526条1項参照）、契約成立前の受信機設置時点に遡って効力が生じるとする受信規約4条1項は消費者に一方的に不利益な義務を課す条項であって消費者契約法10条に反すると考えます。

3. そこで、受信規約4条1項を削除することを申し入れます。

第3. 入院・入所等の場合の解約日の取扱いについて

1. 貴協会は、病院への入院や介護施設への入所のように、受信者自らが直ちに解約を届け出ることが困難な事情が存在したと認められる場合には、病院への入院等により契約を要しないこととなった事実があった日に届出があったものとして解約の取扱いをしているとのことですが。

2. 貴協会の上記の取扱いは大変評価できるところです。しかしながら、上記の取扱がなされていることは受信契約者等には周知されていないように思われます。つきましては、受信規約にその旨を明示するとともに、ホームページや番組等において、上記取扱を広く周知されることを申し入れます。

第4. 受信規約13条1項について

1. 貴協会によると、受信規約13条1項は、不可抗力・第三者の行為又は視聴者側の事情の介在によって、放送の受信が不可能となる場合を想定しており、貴協会に故意又は過失がある場合の免責を定めたものではありませんとのことです。
2. もっとも受信規約13条1項の文言からは、貴協会に故意又は過失がある場合においても全部免責を定めているとの誤解を与え、消費者契約法8条1項に抵触する疑義がございます。そこで、受信規約13条1項については貴協会に故意又は過失がある場合を除く旨を明記するよう申し入れます。

以 上